

4.7.2 通過(Transit)規制

(1) 定義

通過(Transit)は、外国貨物が、EU 域内に入り、通過、寄港、積替えし、その後、EU 域外へ出て行くことを指す。

より正確には、通過(Transit)は、「EC の税関管轄区域に入って、且つ域外に向けて通過するデュアルユースの非 EU 品目の輸送」とされている。(EU 輸出管理規則第 2 条 (7))

非 EU 貨物とは、EU 貨物以外を言い (EC 税関規約第 4 条(8))、EU 貨物は「EU 原産品、輸入手続き後の外国製品等」とされているため(EC 税関規約第 4 条(7))、非 EU 貨物とは「輸入手続き前の外国製品」等を指すと考えられる。(4.3.1「輸出の定義」参照。)

尚、EC 税関規約第 91 条(External Transit)と輸管規則の通過(Transit)で定義が異なっており、定義の統一等、調和が必要と言われている。

(2) 規制内容

Annex I に規定されている品目であり、且つ EU を通過している品目(非 EC デュアルユース品目)が大量破壊兵器に用いられるおそれがある場合には、加盟国の所管当局は通過を禁止できる。(EU 輸出管理規則第 6 条 1 項)

又、非リスト規制品目の通過であっても、大量破壊兵器キャッチオール規制を適用できること、更にデュアルユース品目の通過でも通常兵器キャッチオール規制を適用できると規定している。(EU 輸出管理規則第 6 条 3 項) これは国連決議 1540 への対応であり、PSI(大量破壊兵器の拡散防止機構)の実施を可能とするものである。

尚、用途及び要件の内容は、EU のキャッチオール規制(第 4 条)と同じ。

通過(Transit)規制の概要

用途 要件	大量破壊兵器用途		軍事用途 (武器禁輸国向)	
	Annex I 該当	Annex I 非該当	Annex I 該当	Annex I 非該当
各国法令 による	(○)(第 6 条(1)) 各国オプション	(○)(第 6 条(3)) 各国オプション	(○)(第 6 条(3)) 各国オプション	—

各国オプション条項の採用状況については、添付資料 3 参照

4.8 再輸出規制

EU 輸出管理規則では、再輸出規制は規定されていない。

尚、EU 輸出管理規則 2 条 2 項輸出の定義の ii に「関税法 182 条(再輸出)」という規定があるが、これは、輸入手続き前の外国製品を EU 域外へ輸出する場合を言い、日本の「積戻し」や「仮陸揚げ」に近い概念であり、域外適用を念頭に置いた、再輸出規制の対象ではない。

量破壊兵器用途)及び第 4 条 2 項の仕向先に対する軍事的最終用途に対して、1 項の適用を拡張することができる。

3. 仲介貿易において、当該デュアルユース品目の全体又は一部が、第 4 条の 1 項で言う用途のいずれかに向けたものである、又は向けられる可能性があるとして仲介貿易者が疑う根拠のある場合に、加盟国は当該品目の仲介貿易に許可要件を課す国内法を採択又は維持することができる。
4. 第 8 条 2 項、3 項及び 4 項は、本条項の 2 項及び 3 項で引用されている加盟国の国内法に基づく手続に適用される。

第 6 条

1. 当該品目の全体又はその一部が、第 4 条の 1 項の用途に向けたものである、又は向けられる可能性のある場合には、当該品目が通過している加盟国の所管当局は、Annex I に規定されている非 EC デュアルユース品目の通過を禁止することができる。そのような禁止を決定する場合には、加盟国は、国際条約の加盟国として、又は国際不拡散レジームの参加国として合意した義務と責任を考慮しなければならない。
2. 通過を禁止するか否かを決定する前に、加盟国は、当該品目の全体又はその一部が、第 4 条の 1 項の用途に向けたものである、又は向けられる可能性のある場合に、Annex I に規定されているデュアルユース品目の特定の通過において、個別の案件に対して許可要件を所管当局が課すことを規定しなければならない。
3. 加盟国は、非リスト規制のデュアルユース品目の第 4 条 1 項の用途(大量破壊兵器用途) 及びデュアルユース品目の第 4 条 2 項の仕向先に対する軍事的最終用途に対して、1 項の適用を拡張することができる。
4. 第 8 条 2 項、3 項及び 4 項は、本条項の 2 項及び 3 項で引用されている加盟国の国内法に基づく手続に適用される。

第 7 条

サービスの提供又は技術の伝達が人の国境を越えた移動を伴う場合は、当該提供又は伝達に本規則は適用されない。

第 8 条

1. 加盟国は、Annex I に規定されていないデュアルユース品目の輸出を、公共安全又は人権への配慮を理由に禁止するか、又は、許可要件を課すことができる。
2. 加盟国は、1 項に基づいて採択されたいかなる措置もその採択直後、欧州委員会に通知し、同措置の明確な理由を示さなければならない。
3. 加盟国はまた、1 項にしたがい採択された措置のいかなる修正も、直ちに欧州委員会に通知しなければならない。
4. 欧州委員会は、2 項及び 3 項にしたがい通知された措置を、EC 官報 C シリーズで公表しなければならない。